

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

生駒市デジタル田園都市構想推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県生駒市

3 地域再生計画の区域

奈良県生駒市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、2013 年の 121,350 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると 2024 年には 116,617 人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所によると、2065 年には総人口が 84,300 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は、1985 年の 20,949 人をピークに減少し、2024 年には 14,669 人となる一方、老年人口（65 歳以上）は 1965 年の 2,136 人から 2024 年には 34,606 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も 2000 年の 81,890 人をピークに減少傾向にあり、2024 年には 67,342 人となっている。

自然動態をみると、出生数は 2013 年の 1,022 人をピークに減少し、2023 年には 619 人となっている。その一方で、死亡数は 2023 年には 1,218 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲502 人（自然減）となっている。出生数減少の背景には、20 歳から 34 歳の女性人口の減少があり、特に 30～34 歳の女性人口は、2008 年と比較して約 44%減少している。

社会動態でみると、2012 年には転入者（4,354 人）が転出者（4,067 人）を上回る社会増（287 人）であった。しかし、1990 年代後半からの規制緩和等の影響により、2000 年代初めから都心部に大規模マンションが建設され始め、勤労世帯や子育て世帯を中心に職住近接型の都心回帰の動きが生じている。それに対して、本市には新規の開発余地や雇用の場が少なく、これまで大阪のベッドタウンとして発展し

てきた本市の住宅都市としての競争力が低下したことで、転入者が減少し、2023 年には▲64 人の社会減となっている。このように、本市の人口減少は出生数の減少（自然減）に影響を与える若い女性の減少や、転入者の減少（社会減）等が主な要因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、単身世帯の増加による孤独・孤立や自助力の低下、担い手の高齢化による互助活動の活力の低下、さらには労働力不足に伴う暮らしを支える商品やサービスの供給縮小等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、こどもが生まれ、育てやすい環境づくりとライフスタイルの変化等に対応した住まいの選択肢の充実といった子育て世代が住みやすい環境づくりに取り組み、子育て世代の転入・定住を促進する。また、人と人とのつながりが豊かにあり、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた環境づくりを進める。さらに、市内で働く場を増やし、職住一体・近接型のライフスタイルを広げるとともに、市内での経済循環の拡大を図り、地域経済の活性化につなげる。加えて、このような取組を積極的に情報発信し、様々な地域の魅力を認知・体験し、繰り返し本市の価値に触れてもらう機会を創出する。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 子育て世代が住みやすい環境づくり
- ・基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた環境づくり
- ・基本目標 3 多様な働き方と市内での経済循環の促進
- ・基本目標 4 都市ブランドの構築

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	子育て世帯の住みやすさの満足度	5.02点	5.10点	基本目標 1

イ	困ったときに助けてくれる人が 地域の中にいると思う市民の割合	42.5%	45.9%	基本目標 2
ウ	起業・創業件数（第 2 創業・副業 含む）	2 件	延べ24件	基本目標 3
エ	生駒を薦めたいという気持ち	-3.9ポイント	0 ポイント	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金））の活用（内閣府）：【A 3 0 1 7】

① 事業の名称

生駒市デジタル田園都市構想推進交付金事業

ア 子育て世代が住みやすい環境づくり事業

イ 地域共生社会の実現に向けた環境づくり事業

ウ 多様な働き方と市内での経済循環の促進事業

エ 都市ブランドの構築事業

② 事業の内容

ア 子育て世代が住みやすい環境づくり事業

保育所の整備等による待機児童解消の継続、困難を抱える家庭に対する一体的な支援、教育環境の充実、賃貸共同住宅の立地誘導、中古を含む戸建て住宅の流通促進等、こどもが生まれ、育てやすい環境づくりとライフスタイルの変化等に対応した住まいの選択肢の充実といった子育て世代が住みやすい環境づくりに取り組む事業。

イ 地域共生社会の実現に向けた環境づくり事業

市民や地域による支え合いの環境づくりに取り組む重層的支援体制整

備、地域活動や生涯学習等の社会参加の仕組みづくり、地域ごとの特性を活かして生活課題や地域課題の解決に取り組む複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）の推進等、人と人とのつながりが豊かにあり、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた環境づくりに取り組む事業。

ウ 多様な働き方と市内での経済循環の促進事業

副業・ワークシェアリング等の多様な働き方の推進の推進、関係性消費の拡大、起業者の成長ステージに対応したきめ細かな支援等、市内で働く場を増やし、職住一体・近接型のライフスタイルを増やすとともに、市内での経済循環の拡大につなげ、地域経済の活性化に取り組む事業

エ 都市ブランドの構築事業

市プロモーションサイトや市公式 SNS 等を通じた魅力発信、都市拠点・地域拠点のエリアの価値向上、交流・滞在の場づくり等、「自然の豊かさ」や「交通アクセスの良さ」といった機能面だけでなく、多様な主体がつくる様々な魅力を認知・体験し、繰り返し本市の価値に触れてもらうことで、本市への愛着や共感を広げ、都市ブランドの構築を図る事業。

※ なお、詳細は生駒市地方版総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4 の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 6 月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式 W E B サイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 3 1 日まで

5－3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）の活用（内閣府）：
【E 2 0 0 1】

① 事業の名称

5－2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5－2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

5－2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5－2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで